すみよいまちづくりのために

千葉駅東口西銀座地区

地区計画の手引き

千　葉　市

目　　次

は　じ　め　に　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

《　地区計画について　》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

《　地区計画の運用基準　》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

１　建築物に関する制限について　・・・・・・・・・・・・・・・　８

［１］　建築物の用途の制限について　・・・・・・・・・・・・・・　８

［２］　建築物の敷地面積の最低限度について　・・・・・・・・・　１１

［３］　建築物の壁面の位置の制限について　・・・・・・・・・　１１

［４］　壁面後退区域における工作物の設置の制限について　・　１２

［５］　建築物その他の工作物の形態又は意匠の制限について　・　１３

［６］　垣又はさくの構造の制限について　・・・・・・・・・・　１４

２　届出の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

［１］　届出の必要な行為　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

［２］　届出先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

は　　じ　　め　　に

千葉駅東口西銀座地区は、ＪＲ千葉駅から東へ約１００ｍに位置しており、現在、本地区内の多くの建築物が、更新の時期を迎えている中、引き続き商業業務系の立地環境を保全するとともに、さらに新たなにぎわいを創出することが求められています。また、千葉都心全体の将来像や取組みの方向性を明確化した「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」においても、本地区を含むエリアを「西銀座周辺再開発」と位置づけ、先行整備プログラムエリアとして、優先的に整備を進めることとしています。

そこで、地区計画制度により本地区にふさわしいまちづくりのルールを定め、都心部の魅力や来街者の回遊性を高めた居心地が良く歩きたくなる空間を創出するとともに、千葉駅から来街者を誘引する界隈性のあるエリアとすることを目標として、地区計画を策定することとなりました。

この冊子は、千葉駅東口西銀座地区の地区計画の内容を説明したものです。今後、建築物を建築される場合等は、この冊子をご活用いただければ幸いです。

この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、賑わいのある良好な都市環境の形成のためにご協力をお願いいたします。

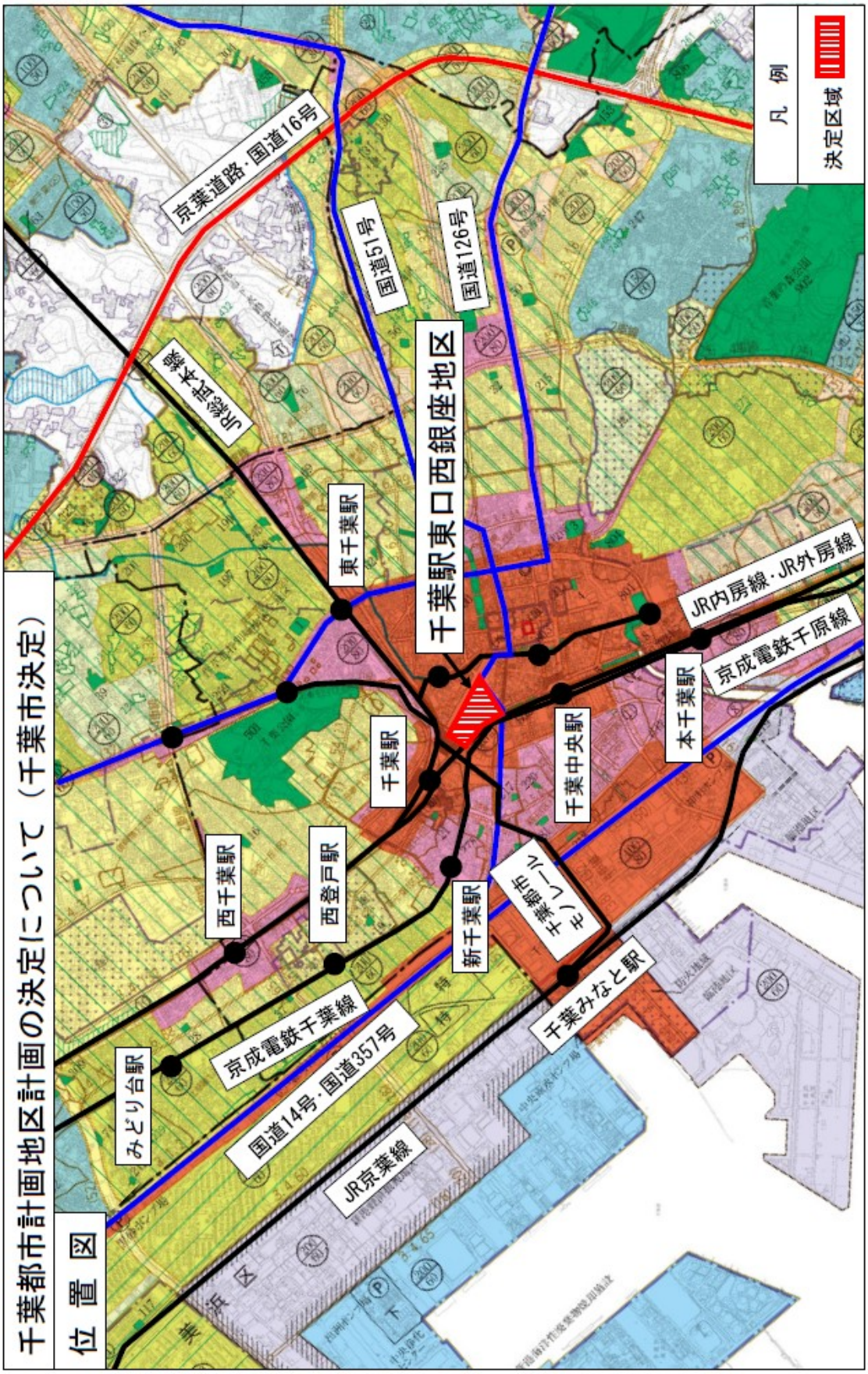
千葉都市計画地区計画の決定について（千葉市決定）
位置図
凡例
決定区域
千葉駅東口西銀座地区
京葉道路・国道16号
JR総武本線
国道51号
国道126号
東千葉駅
千葉駅
西千葉駅
西登戸駅
みどり台駅
新千葉駅
千葉中央駅
本千葉駅
JR内房線・JR外房線
京成電鉄千原線
京成電鉄千葉線
国道14号・国道357号
JR京葉線
千葉みなと駅

令和３年１１月３０日決定　千葉市告示第９８２号

≪地区計画について≫

千葉駅東口西銀座地区

名　　称		千葉駅東口西銀座地区地区計画
位　　置		千葉市中央区富士見１丁目、富士見２丁目及び新千葉１丁目の各一部
面　　積		約　３．８ｈａ
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、県都の玄関口である東日本旅客鉄道千葉駅の東口に位置し、本市の中心的な商業・業務機能の集積地の一翼を担う、本市で最も賑わいのある繁華街として発展している。また、本地区東側には、千葉駅東口駅前広場と中央公園を結ぶ目抜き通りである中央公園プロムナード（都市計画道路千葉駅富士見線）が位置しており、沿道建築物とともに良好な都市景観を形成している。 そこで、この立地特性を生かし、本市の顔となる商業・業務機能の集積と土地利用の高度化を図るとともに、千葉駅と中央公園、千葉神社周辺を結ぶ歩行者中心のにぎわい軸の形成を推進し、さらに、都心部の魅力や来街者の回遊性を高めた居心地が良く歩きたくなる空間を創出することで、千葉駅から来街者を誘引する界隈性のあるエリアとすることを目指す。
	土地利用の方針	（１）商業・業務機能等が複合した土地利用を誘導し、敷地の再編等による土地利用の高度化された市街地の形成を図る。また、建築物の低層部に店舗等を配置し、賑わいと魅力ある街並みの形成を図る。 （２）中央公園プロムナード（都市計画道路千葉駅富士見線）、市道富士見１４号線及び市道富士見１５号線沿道においては、歩行者中心の快適で魅力のある空間の創出を図る。 （３）駐車場や駐輪場の出入口については、安全な歩行者空間の形成に支障がない配置に配慮する。
	地区施設の整備方針	（１）安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、千葉駅からの主動線となる本地区の入り口部に、立体多目的屋内通路を配置する。 （２）公共空間である道路と建築物の敷地空間が一体となり調和のとれた歩行者中心の空間を創出するため、敷地内に空地の確保を図る。
	建築物等の整備方針	本地区の目指す土地利用の誘導を図るため、建築物等の整備方針を以下のように定める。 （１）商業・業務機能等の集積及び建築物の低層部にまちに開かれた多様性のある店舗等の配置を誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 （２）敷地の細分化による環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 （３）公共空間である道路と敷地空間が一体となった歩行者中心の歩きたくなる空間を創出するため、建築物の壁面の位置の制限を定める。 （４）中央公園プロムナード（都市計画道路千葉駅富士見線）を中心としたちばの顔にふさわしい風格のある街並み形成を図るとともに、地区全体の調和に配慮し、歩いて楽しいにぎわいのある街並み形成を図るため、建築物その他の工作物の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。

<table>
<tr><td rowspan="5">地区整備計画</td><td colspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td colspan="2">立体多目的屋内通路（幅員１２ｍ～１９.３ｍ、延長約４０ｍ）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>区分の名称</td><td>Ａ地区</td><td>Ｂ地区</td></tr>
<tr><td>区分の面積</td><td>約　０．６　ha</td><td>約　０．８　ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
（１）住宅
（２）兼用住宅
（３）共同住宅、寄宿舎又は下宿
（４）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
（５）倉庫（建築物に附属するものを除く。）
（６）集会場（葬儀を行うものに限る。）
（７）畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテルに附属するものを除く。）
（８）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂
（９）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）
(10) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）
(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで及び第１３項に規定する営業の用に供するもの</td><td>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
（１）都市計画道路千葉駅富士見線及び市道富士見１４号線の道路境界線から１０メートル以内の１階部分を、次に掲げる建築物以外の建築物（当該建築物の出入口、出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するものを除く。）の用途に供するもの
ア　物品販売業を営む店舗
イ　飲食店
ウ　自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
エ　アからウまでに掲げる建築物に併設する華道教室その他これに類する施設
（２）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
（３）倉庫（建築物に附属するものを除く。）
（４）集会場（葬儀を行うものに限る。）
（５）畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテルに附属するものを除く。）
（６）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂
（７）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）
（８）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）
（９）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで</td></tr>
</table>

				及び第１３項に規定する営業の用に供するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	３，０００㎡ ただし、市長が公共公益上やむを得ないと認めたものは、この限りではない。	
		建築物の壁面の位置の制限	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次に掲げるとおりとする。 （１）１号壁面線及び３号壁面線においては、２ｍ以上とする。（高さ４ｍ以下の部分に限る。） （２）２号壁面線においては、４ｍ以上とする。 ただし、市長が公共公益上やむを得ないと認めた建築物及び地盤面下の建築物については、この限りでない。
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	―	壁面後退区域内においては、門、塀、駐車・駐輪施設、自動車車路（３号壁面線に係る壁面後退区域に設けるものを除く。）、看板、自動販売機、段差等歩行者の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、市長がにぎわいの創出に資すると認めるものについてはこの限りでない。
		建築物その他の工作物の形態又は意匠の制限	（１）建築物等の形態・意匠は、地区全体の調和に配慮して、都心にふさわしい先進性や風格を備えた景観形成を図るシンボル的な景観形成に資するものとする。 （２）建築設備類（避雷設備、通信設備を除く。）を屋外に設置する場合は、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所からみえないよう配慮する。	（１）建築物等の形態・意匠は、地区全体の調和に配慮して、都心にふさわしい先進性や風格を備えた景観形成を図るシンボル的な景観形成に資するものとする。 （２）建築設備類（避雷設備、通信設備を除く。）を屋外に設置する場合は、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所からみえないよう配慮する。 （３）中央公園プロムナード（都市計画道路千葉駅富士見線）及び市道富士見１４号線に面する建築物の１階の部分を、ショーウインドーなどのガラス等を用いる等、にぎわいのある景観の形成及び魅力ある夜間景観の形成を図るよう努める。
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさく（門柱及び門扉を除く）は、設置しないものとする。ただし、建築物の保安・管理上やむを得ないものはこの限りでない。なお、この場合においても周囲の環境との調和のとれた構造とする。	

「区域 、地区整備計画区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

千葉都市計画地区計画の決定について（千葉市決定）

計 画 図 ①

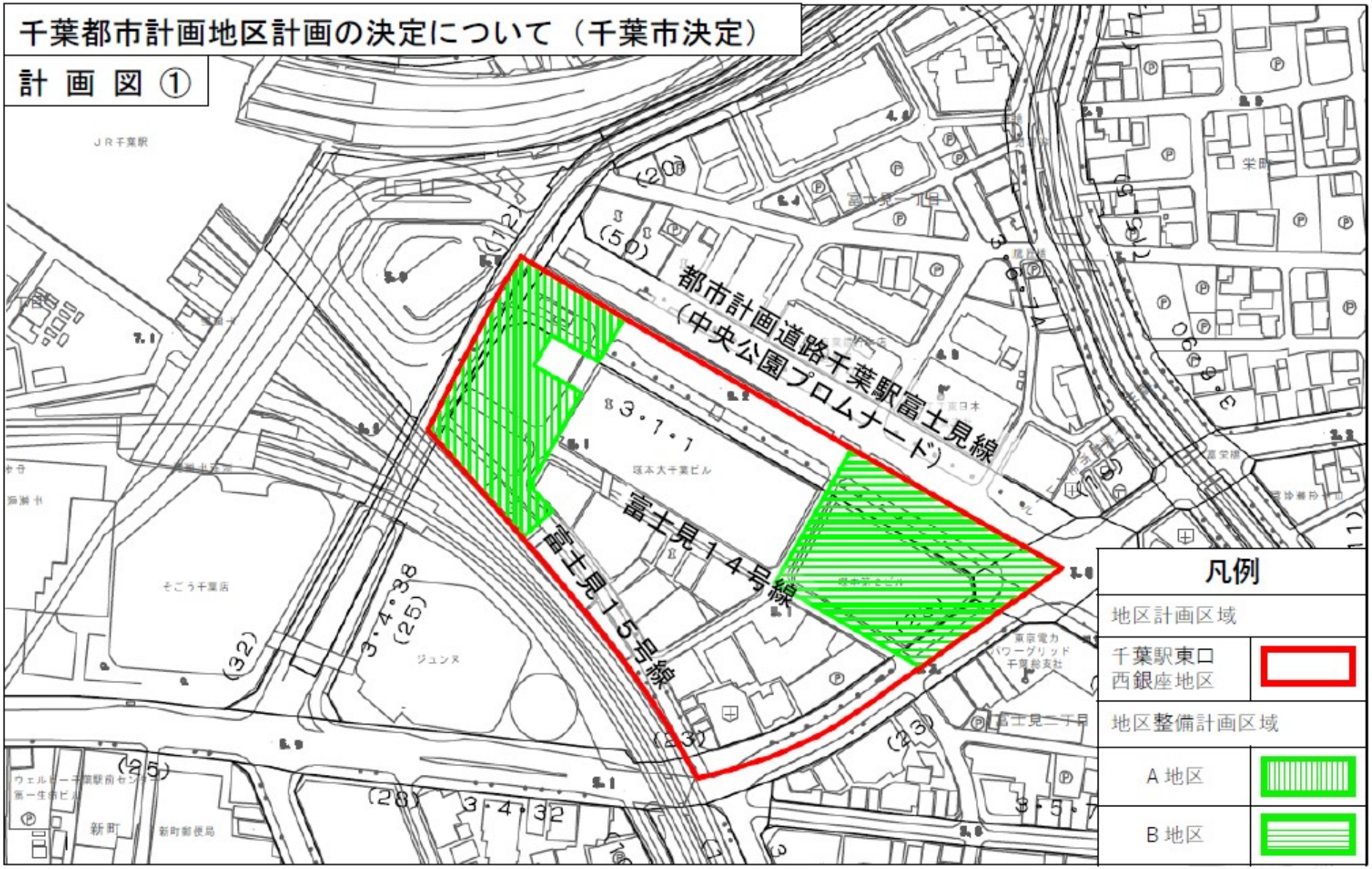

千葉都市計画地区計画の決定について（千葉市決定）

計 画 図 ②

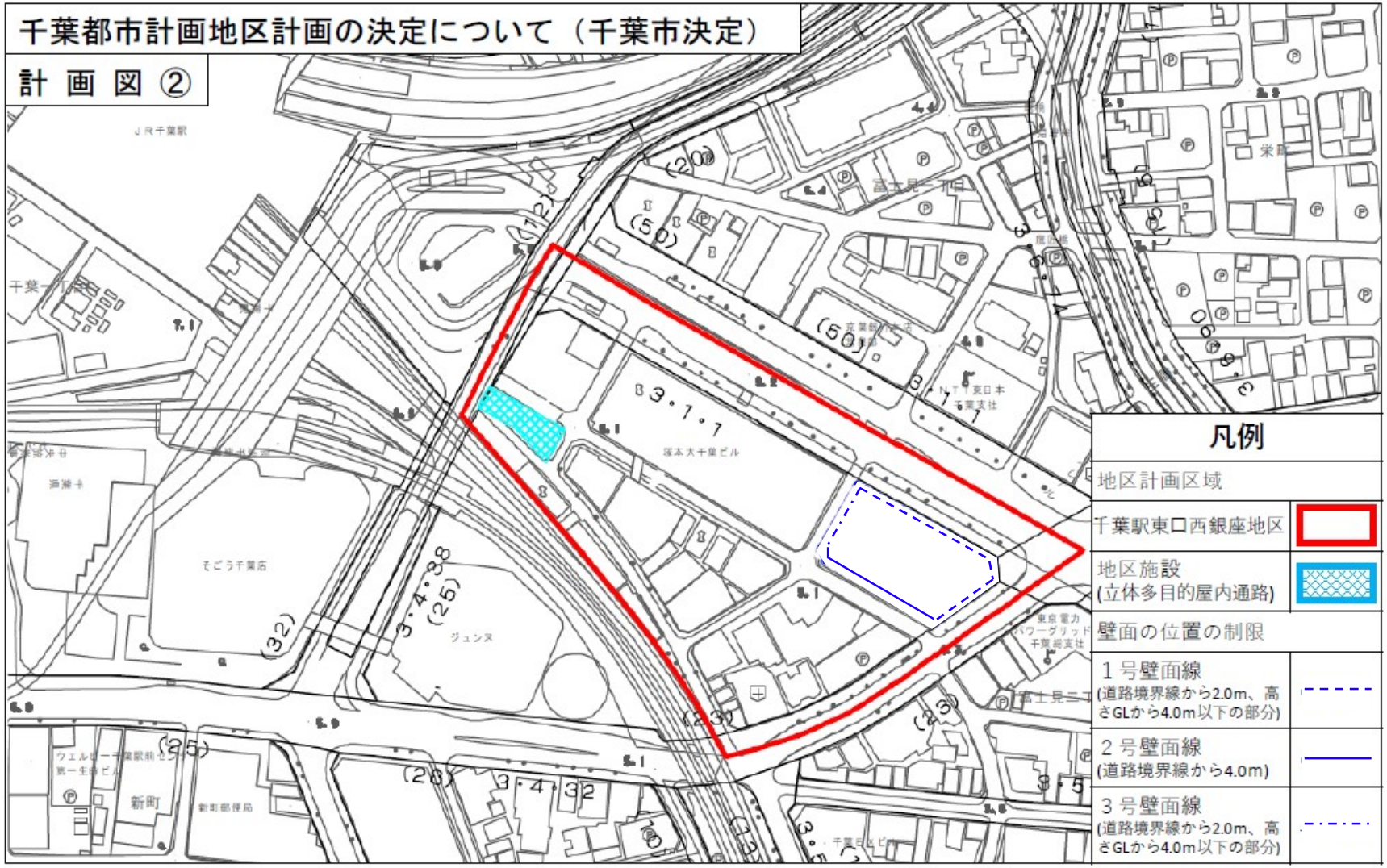

≪地区計画の運用基準≫

１　建築物に関する制限について

本地区では、都心部の魅力や来街者の回遊性を高めた居心地が良く歩きたくなる空間を創出するとともに、千葉駅から来街者を誘引する界隈性のあるエリアとするため、地区整備計画により次のように建築物の制限を定めています。

［１］　建築物等の用途の制限について

本地区内は、用途地域により建築できない建築物の用途が定められていますが、商業・業務機能の集積及び低層部に店舗等の配置を誘導するために、さらに、用途の制限を定めています。

【Ａ地区】

建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （１）住宅 （２）兼用住宅 （３）共同住宅、寄宿舎又は下宿 （４）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの※a （５）倉庫（建築物に附属するものを除く。） （６）集会場（葬儀を行うものに限る。）※b （７）畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテルに附属するものを除く。） （８）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂※c （９）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。※d） （10）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。） （11）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで及び第１３項に規定する営業の用に供するもの※e

a.「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」とは

居住のための施設としての継続的入所施設である社会福祉施設、有料老人ホーム及び更生保護施設をいいます。

具体例は以下のとおりです。（建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）国住指第 558 号、国住街第 40 号、平成 27 年 5 月 27 日）

①老人福祉法にいう認知症対応型老人共同生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

②児童福祉法にいう児童自立生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童自立支援施設

③生活保護法にいう救護施設、更生施設及び宿所提供施設

④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設、宿泊型自立訓練に係る施設、共同生活援助に係る共同生活を営むべき住居及び福祉ホーム

⑤売春防止法にいう婦人保護施設

⑥更生保護事業法にいう更生保護施設

b.「集会場（葬儀を行うものに限る。)」とは

葬祭場等が該当します。

c.「墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂」とは

墓地、埋葬等に関する法律による許可を受けた、焼骨を収蔵するための施設をいいます。

d.「ゲームセンターを除く」とは

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第５号に該当する施設（ゲームセンター）については、制限から除外します。

e.「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで及び第１３項に規定する営業の用に供するもの」とは

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで及び第１３項に規定する営業とは、下表のとおりです。

第２条　第１項		第１号	キャバレー、キャバクラ等
		第２号	低照度飲食店（喫茶店、バー等） ※照度１０ルクス以下
		第３号	区画性飲食店（喫茶店、バー等） ※客席の広さ５㎡以下
第２条　第６項	店舗型性風俗特殊営業	第１号	ソープランド
		第２号	店舗型ファッションヘルス
		第３号	ヌードスタジオ、ストリップ劇場等
		第４号	ラブホテル、モーテル等
		第５号	アダルトショップ等
		第６号	出会い系喫茶
第２条　第７項	無店舗型性風俗特殊営業	第１号	派遣型ファッションヘルス等
		第２号	アダルトビデオ等利用のアダルト画像送信営業
第２条　第８項	映像送信型風俗特殊営業（インターネット等利用のアダルト画像送信営業）	－	－
第２条　第９項	店舗型電話異性紹介営業（テレホンクラブ（入店型)）	－	－
第２条　第１０項	無店舗型電話異性紹介営業（ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル等）	－	－
第２条　第１１項	特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）	－	－
第２条　第１３項	接客業務受託営業（コンパニオン派遣業等）	－	－

【Ｂ地区】

建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （１）都市計画道路千葉駅富士見線及び市道富士見１４号線の道路境界線から１０メートル以内の１階部分※aを、次に掲げる建築物以外の建築物（当該建築物の出入口、出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもの※bを除く。）の用途に供するもの ア　物品販売業を営む店舗 イ　飲食店 ウ　自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの エ　アからウまでに掲げる建築物に併設する華道教室その他これに類する施設※c （２）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの （３）倉庫（建築物に附属するものを除く。） （４）集会場（葬儀を行うものに限る。） （５）畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテルに附属するものを除く。） （６）墓地、埋葬等に関する法律第２条第６項に規定する納骨堂 （７）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） （８）工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。） （９）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる営業又は同条第６項から第１１項まで及び第１３項に規定する営業の用に供するもの

（１）については、「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」で「西銀座周辺再開発」を、魅力が集まるエリアの形成と歩行者中心のにぎわい軸の形成を図る地区に位置づけているため、飲食店や店舗を規定するものです。

a.「都市計画道路千葉駅富士見線及び市道富士見１４号線の道路境界線から１０メートル以内の１階部分」とは

下記の平面図、立面図に記載の範囲（　　）が該当します。

平面図

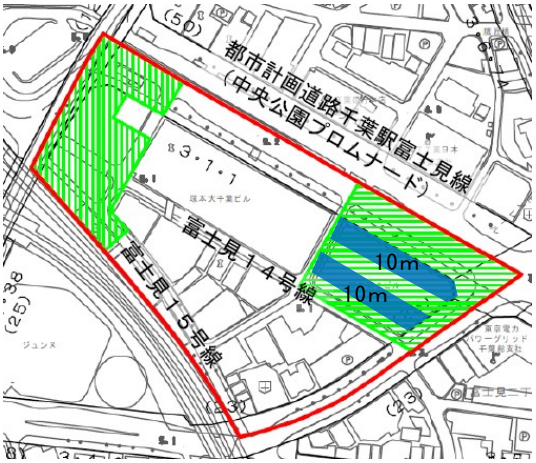

立面図

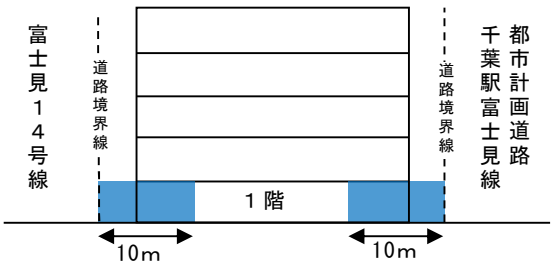

b.「その他これらに類するもの」とは

ごみ集積場、郵便及び宅配ロッカー、防災センター等が該当します。

c.「アからウまでに掲げる建築物に併設する華道教室その他これに類する施設」とは

店舗に併設されたスペースにおいて開催される、パン屋のパン教室や、花屋のフラワーアレンジメント教室等が該当します。

その他

（２）以降はＡ地区の運用基準に準ずるものとします。

［２］ 建築物の敷地面積の最低限度について

敷地の細分化による環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定めています。

建築物の敷地面積の最低限度	Ａ地区	Ｂ地区
	３０００㎡	

［３］ 建築物の壁面の位置の制限について

公共空間である道路と敷地空間が一体となった歩行者中心の歩きたくなる空間を創出するため、建築物の壁面の位置の制限を定めています。この制限は、屋外階段も対象になります。

建築物の壁面の位置の制限	Ｂ地区
	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次に掲げるとおりとする。 （１）１号壁面線及び３号壁面線においては、２ｍ以上とする。（高さ４ｍ以下の部分に限る。）※a （２）２号壁面線においては、４ｍ以上とする。※b ただし、市長が公共公益上やむを得ないと認めた建築物及び地盤面下の建築物については、この限りでない。※c

a.「１号壁面線及び３号壁面線においては、２ｍ以上とする。（高さ４ｍ以下の部分に限る。）」について

外壁又はこれに代わる柱の面は、道路との境界線から２ｍ以上後退してください。ただし、高さ４ｍ以下の部分に限るものとします。（高さ４ｍは、地盤面からの高さとなります。）

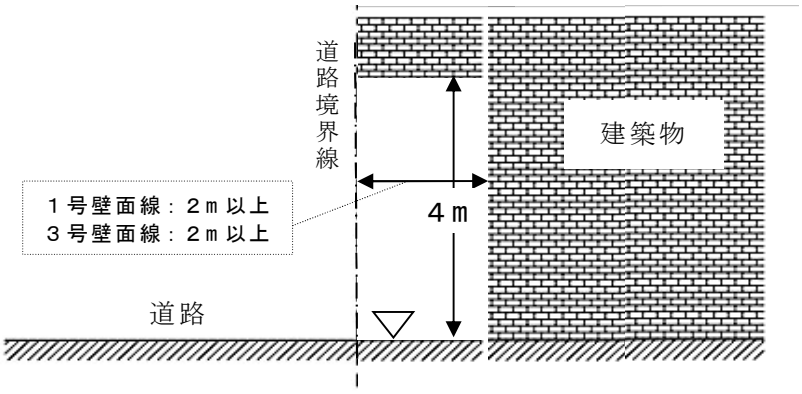

b.「２号壁面線においては、４ｍ以上とする。」について

外壁又はこれに代わる柱の面は、道路との境界線から４ｍ以上後退してください。

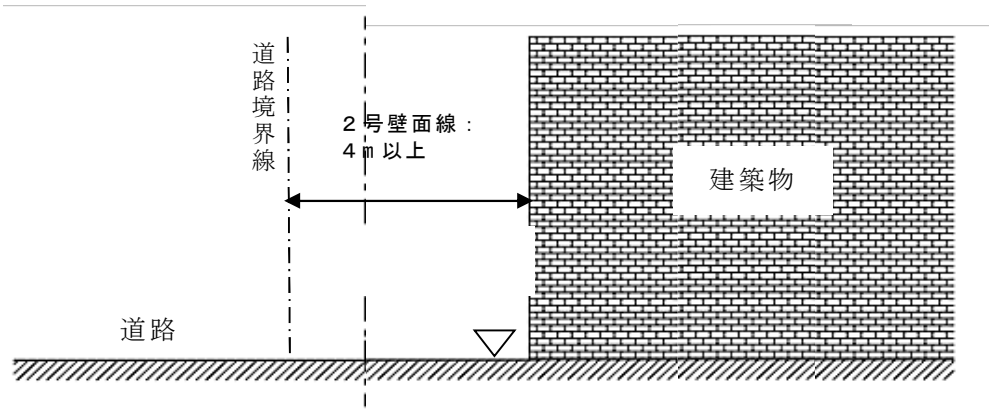

c.「地盤面下の建築物については、この限りでない。」とは

地盤面（建築基準法施行令第２条第２項）下の部分については、建築物の壁面の位置の制限は適用されません。

その他

・富士見１３号線と富士見１４号線の交差部の詳細図は下図のとおりです。

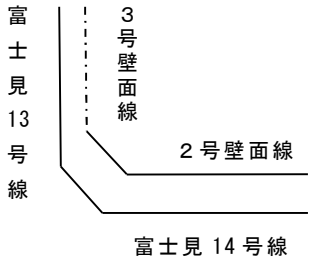

・庇や、外壁に部分的に取り付けられるライト等については、壁面の位置の制限の対象となりません。

［４］ 壁面後退区域における工作物の設置の制限について

壁面後退区域内においては、歩行者中心の歩きたくなる空間を創出するため、通行の妨げとなる工作物の設置はできません。

壁面後退区域における工作物の設置の制限について	Ｂ地区
	壁面後退区域内※a においては、門、塀、駐車・駐輪施設、自動車車路（３号壁面線に係る壁面後退区域に設けるものを除く。）※b、看板、自動販売機、段差等歩行者の通行の妨げとなる工作物※c を設置してはならない。ただし、市長がにぎわいの創出に資すると認めるもの※d についてはこの限りでない。

a.「壁面後退区域内」とは

「建築物の壁面の位置の制限」（１）（２）に定められている、１号壁面線、２号壁面線及び３号壁面線の壁面後退区域が対象となります。

b.「自動車車路（３号壁面線に係る壁面後退区域に設けるものを除く。)」とは

自動車車路については、3号壁面線に係る壁面後退区域には設置できるものとします。

c.「歩行者の通行の妨げとなる工作物」とは

キュービクル、変圧器、分電盤、ごみ集積場等が該当します。

d.「市長がにぎわいの創出に資すると認めるもの」とは

花壇、植栽、パブリックアート、オープンカフェ等に使用されるもので撤去可能なテーブル、イス、日よけ傘等は設置できるものとします。

また、道路境界線に沿って設ける樹木や街路灯、ハンギングバスケット等で、交通の妨げにならず歩行者の通行に配慮したものは設置できるものとします。

［５］ 建築物その他の工作物の形態又は意匠の制限について

中央公園プロムナード（都市計画道路千葉駅富士見線）を中心としたちばの顔にふさわしい風格のある街並み形成を図るとともに、地区全体の調和に配慮し、歩いて楽しいにぎわいのある街並み形成を図るため、建築物その他の工作物の形態又は意匠の制限を定めています。

中央公園プロムナード都市景観デザイン推進地区に係る地区景観デザイン基準の形態･意匠に沿って内容を検討してください。

	A地区	B地区
建築物その他の工作物の形態又は意匠の制限	（１）建築物等の形態・意匠は、地区全体の調和に配慮して、都心にふさわしい先進性や風格を備えた景観形成を図るシンボル的な景観形成に資するもの※aとする。 （２）建築設備類（避雷設備、通信設備を除く。）を屋外に設置する場合は、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所からみえないよう配慮する。	（１）建築物等の形態・意匠は、地区全体の調和に配慮して、都心にふさわしい先進性や風格を備えた景観形成を図るシンボル的な景観形成に資するもの※aとする。 （２）建築設備類（避雷設備、通信設備を除く。）を屋外に設置する場合は、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所からみえないよう配慮する。 （３）中央公園プロムナード（都市計画道路千葉駅富士見線）及び市道富士見１４号線に面する建築物の１階の部分を、ショーウインドーなどのガラス等を用いる等、にぎわいのある景観の形成及び魅力ある夜間景観の形成を図る※bよう努める。

a.「都心にふさわしい先進性や風格を備えた景観形成を図るシンボル的な景観形成に資するもの」とは

○中高層部（目標：風格　品格と落ち着きのイメージ）

・落ち着いた色調とする。

・風格を感じられるような意匠とする。

○低層部（目標：にぎわい　華やかで洗練された雰囲気）

・アクセントカラーを効果的に使用する。

・色彩、意匠に変化をつけ、にぎわいが感じられるよう工夫する。

・まちかどは建物のシンボルとなるよう演出する。

・日よけは落ち着いた品の良い色彩・意匠とする。

b.「ショーウインドーなどのガラス等を用いる等、にぎわいのある景観の形成及び魅力ある夜間景観の形成を図る」とは

・低層部は、歩行者にとって魅力ある表情をつくる照明を行う。

・シースルーシャッターを採用する。（室内から漏れる灯りが、人の気配のある魅力的な夜間景観を創ります。）

［６］　垣又はさくの構造の制限について

歩いて楽しいにぎわいのある街並み形成を図るため、垣又はさくの構造の制限を定めています。

垣又はさくの構造の制限	垣又はさく（門柱及び門扉を除く）は、設置しないものとする。ただし、建築物の保安・管理上やむを得ないもの※aはこの限りでない。なお、この場合においても周囲の環境との調和のとれた構造とする。

a.「建築物の保安管理上やむを得ないもの」とは

防災上、防犯上の観点からフェンス等を設置する必要があると認められる場合や、半地下室等の通風や採光のために設けられたドライエリアに対して、保安・管理上の対策が必要であると認めた場合が該当します。ただし、歩行者の通行の妨げとならないような構造としたものに限ります。

２　届出の手続き

［１］　届出の必要な行為

当地区（地区整備計画区域が定められている区域）内で次の行為を行う場合は工事着手の３０日前までに千葉市長に届出が必要です。

・土地の区画形質の変更　…　切土、盛土、道路・宅地の造成等
・建築物の建築、工作物の建設　…　新築、増改築、移転、修繕等
・建築物等の用途の変更　…　地区整備計画に定められた用途の制限に適合しない場合
・変更の届出　…　届出の内容に変更があった場合

［２］　届出先

届出書（定められた様式）に必要事項を記載の上、関係図書を添付し、正本・副本の２部を千葉市長（窓口は千葉市役所 都市計画課）へ提出して下さい。

※ご不明な点がありましたら下記へお問い合わせ下さい。

千葉市役所都市局都市部都市計画課　土地利用班
〒２６０－８７２２ 千葉市中央区千葉港１番１号
ＴＥＬ ０４３（２４５）５３０４